

言語聴覚士免許等の申請の際の添付書類（住民票の写し）の取扱いの変更について

言語聴覚士免許等の申請の際に住民票の写しを添付される場合、「個人番号（マイナンバー）」が記載されているものでは受付できませんので、ご注意ください。

なお、外国籍の方の籍（名簿）訂正、免許証の書換え申請につきましても、同様の取扱いになります。

詳細は下記のとおりとなります。

記

免許の申請、再交付の申請

変更後	変更前
戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項が記載されており、 <u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの</u> に限る。） 日本の国籍を有しない方で、中長期在留者及び特別永住者の方は住民票の写し（ <u>国籍が記載されており、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの</u> に限る。）を、短期在留者の方は旅券その他の身分を証する書類の写し	戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。） 日本の国籍を有しない方で、中長期在留者及び特別永住者の方は住民票の写しを、短期在留者の方は旅券その他の身分を証する書類の写し

外国籍の方の籍（名簿）訂正、免許証の書換えの申請

変更後	変更前
○中長期在留者及び特別永住者 「住民票の写し（ <u>国籍が記載されており、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）</u> ）及び申請の事由を証する書類	○中長期在留者及び特別永住者 「住民票の写し及び申請の事由を証する書類